

25 監査報告第12号
平成26年 3月31日

千葉市議会議長 宇留間 又衛門 様
千葉市長 熊谷 俊人 様

千葉市監査委員	宮 下 公 夫
同	宮 原 清 貴
同	黒 宮 昇
同	石 橋 毅

地方自治法第199条第1項、第4項、第5項及び第7項の規定により監査を実施したので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を提出します。

第2期財務定期監査結果報告

1 監査の対象

こども未来局、都市局、会計室、議会事務局

2 監査の範囲

平成25年4月1日から同年10月31日までに執行された財務に関する事務及び経営に係る事業の管理

ただし、必要がある場合は、上記以外の期間も範囲とした。

3 監査の期間

平成25年12月2日から平成26年3月26日まで

4 監査の方法

今回の監査は、合规性を主眼とし、経済性・効率性・有効性の視点にも留意して、次に掲げる主な着眼点により、歳入・歳出予算の執行状況調書、調定・徴収関係書、支出負担行為伺書その他関係証書類を調査するとともに、関係職員から説明を聴取し、必要に応じて現地調査を行った。

<主な着眼点>

(1) 収入事務

- ・ 調定額の算定は適正か。また、計算に誤りはないか。
- ・ 納入の通知は適正に行われているか。
- ・ 現金出納簿は、遅滞なく正確に記帳されているか。

(2) 支出事務

- ・ 支出負担行為の時期は適正か。また、漏れはないか。
- ・ 支出負担行為額の算出に誤りはないか。
- ・ 支出の特例による支払方法（資金前渡、概算払、前金払等）及び精算等の手続は、法令等に定めるところにより適時、適正に行われているか。
- ・ 検査検収は確実に行われ、かつ、物品供給、修繕等の事実のないものはないか。

(3) 契約事務

- ・ 入札の諸手続は適正、かつ公正に行われているか。
- ・ 随意契約による場合、その理由は適正か。
- ・ 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備されているか。
- ・ 検査の実施時期に遅れはないか。

(4) 財産管理事務

- ・ 財産の取得及び処分の手続は適正か。
- ・ 財産の貸付（使用許可）期間及び貸付（使用）料その他貸付（使用許可）条件は適正か。
- ・ 財産は効率的に運用されているか。遊休化しているものについて、活用方途は講じられているか。
- ・ 物品は正しく分類整理されているか。

5 監査の結果

監査の対象とした局の事務事業は、おおむね適正に執行されていたが、次のとおり改善の必要があるものが認められた。

(1) 収入事務

ア 歳入の分割納付の承認に係る手続きを適正に行うべきもの（こども未来局）

決裁規程別表第1によると、歳入の分割納付の承認に係る専決者は、課長、課内室長、担当課長、第一類及び第二類の事業所の長等とされている。

しかしながら、子どもルーム利用料に係る分割納付の承認については、債務者から納付誓約書の提出を受けているにもかかわらず、決裁による手続きを行っていないかった。

歳入の分割納付の承認に係る手続きについては、規程に基づき適正に行われたい。

イ 現金出納簿を備えるべきもの（都市局）

予算会計規則第111条によると、現金取扱員は、現金出納簿を備え、取り扱う現金のすべてを記入しなければならないとされている。

しかしながら、動物公園では、動物公園サポーターの寄附金等を取り扱っているが、取り扱う現金のすべてが記入されている現金出納簿が備えられていなかった。

現金出納簿については、財務事務を行う上で最も基本となる帳簿であることから、規則に基づき備えられたい。

(2) 契約事務

ア 希望型指名競争入札に係る入札参加資格要件の設定を適正に行うべきもの

(こども未来局)

「業務委託に係る希望型指名競争入札の入札参加資格要件等の設定について」（平成22年12月27日付け財政部長通知）によると、清掃業務、警備業務、機械設備等維持管理業務の委託に係る希望型指名競争入札の入札参加資格要件の設定に当たり、実績要件については、履行実績を官公庁のみに限定するなど、必要以上に過度な

実績要件を設定することにより、参加者数が限られることのないよう、適切な設定を行うこととされている。また、面積要件については、原則として延床面積 3, 0 0 0 m²以上の施設について設定することができるものとされている。

しかしながら、清掃業務、警備業務、機械設備等維持管理業務委託に係る一部の希望型指名競争入札については、実績要件を官公庁のみに限定している事例や、施設の延床面積が 3, 0 0 0 m²未満であるにもかかわらず、面積要件を設定している事例が見受けられた。

希望型指名競争入札に係る入札参加資格要件の設定については、通知に基づき適正に行われたい。

(3) 財産管理事務

ア 敷金等に係る債権の報告を適正に行うべきもの（こども未来局、都市局）

決算の調製に伴い、平成 2 5 年 5 月 9 日付けで会計室長が依頼した「決算に伴う書類の提出について」によると、財産に関する調書を作成するため、決算年度の歳入に係る債権以外の債権額等について、債権現在額報告書により会計管理者に報告することとされている。

しかしながら、事業の用に供する施設等の賃借に係る敷金等については、債権現在額報告書により会計管理者に債権としての報告が行われていないため、財産に関する調書に記載されていなかった。

敷金等に係る債権の報告については、適正に行われたい。